野田市青少年問題協議会設置条例の
一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月３０日

野田市長　　鈴　木　　有

野田市条例第２９号

野田市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

野田市青少年問題協議会設置条例（平成元年野田市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「３０人」を「１６人」に改め、同条第２項中第２号及び第３号を削り、第４号を第２号とし、第５号を第３号とし、第６号を第４号とし、第７号を削り、第８号を第５号とし、第９号を削り、第１０号を第６号とし、第１１号を第７号とし、第１２号を削り、第１３号を第８号とし、第１４号から第１７号までを５号ずつ繰り上げる。

第９条を第１０条とし、第８条を第９条とし、第７条の次に次の１条を加える。

（意見の聴取等）

第８条　協議会及び専門部会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年１０月１日から施行する。

（野田市有害図書規制に関する条例の廃止）

２　野田市有害図書規制に関する条例（昭和５２年野田市条例第３８号）は、廃止する。